

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県深谷市折之口1775番地1
氏名 株式会社小暮商店
代表取締役 永田 耕太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 2年12月11日

許可の有効年月日 令和 9年10月10日

1. 事業の範囲

中間処理

破 砕：廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上5種類
圧縮・梱包：紙くず（再生紙に利用されるものに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県深谷市折之口字稜威ヶ原1775番1、1776番1 以上2筆（面積1、888.06m²）
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成13年10月11日	指令廃指第1850号	新規許可
平成23年 4月25日	指令北環第55-2号	優良確認
平成25年10月 3日	指令北環第57-8号	更新許可（優良認定）
令和 2年12月11日	指令北環第51-6号	更新許可（優良認定）
令和 7年11月10日	-	変更届（代表者）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	3.28 t/日 (8時間)	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上5種類	平成13年10月11日 — —
圧縮・梱包施設	9.92 t/日 (8時間)	紙くず(再生紙に利用されるものに限る。)以上1種類	平成13年10月11日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上5種類	10.0 m ²	4.5 m (屋内) (鉄箱1.54m ³ ×16個)
金属くず 以上1種類	5.0 m ²	4.5 m (屋内) (鉄箱1.54m ³ ×8個)
廃プラスチック類 以上1種類	5.0 m ²	4.5 m (屋内) (鉄箱1.54m ³ ×8個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず	5.0 m ²	4.5 m (屋内) (鉄箱1.54m ³ ×8個)
木くず 以上1種類	5.0 m ²	4.5 m (屋内) (鉄箱1.54m ³ ×8個)
紙くず(再生紙に利用されるものに限る。)以上1種類	3.0 m ²	4.5 m (屋内) (鉄箱1.54m ³ ×4個)

(以下余白)